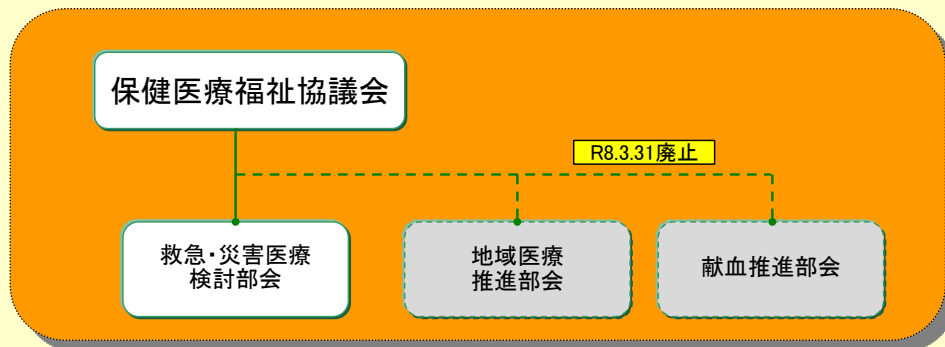


# 保健医療福祉協議会について



## ■ 保健医療福祉協議会の協議事項

- ◇保健、医療及び福祉の連携に関すること。
- ◇保健、医療、福祉、衛生及び生活環境に係る施策の総合的な推進に関すること。
- ◇地域医療保健福祉計画の進行管理に関すること。
- ◇秋田県災害医療計画の推進に関すること。
- ◇献血の推進に関すること。

## ■ 部会の協議事項

- ◇救急・災害医療検討部会  
救急・災害医療体制の推進、救急医療機関と救急隊との連携強化などに関すること。

R8.3.31廃止

- ◇地域医療部会  
地域における医療体制の推進、プライマリ・ケアの推進などに関すること。

- ◇献血推進部会  
献血推進計画、献血者の組織育成、献血者登録制度、献血事業の表彰などに関すること

## 保健医療福祉協議会の概略

### ■ 設置根拠

「保健医療福祉協議会条例」に根拠を置く。

### ■ 設置単位

二次医療圏ごと。

### ■ 性格

知事(福祉環境部長)の諮問機関であり、かつ、地域の関係者から幅広く意見を聴取する機能を併せ持つ組織。

### ■ 委員構成

- ①市町村及び関係行政機関の職員
  - ②保健、衛生、生活環境、医療又は福祉に関係する団体を代表する者
  - ③医療機関及び社会福祉施設の職員
  - ④学識経験のある者
- …の中から25人以内で組織。